

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第五部 労働・社会政策

IV 労働判例・労働委員会命令

3 中労委命令

労働委員会に申し立てられる不当労働行為事件の初審係属件数は、一九八六年の数値で、八五年からの繰り越し一七三七件、新規申立て五四六件で、合計二二八三件、平均処理日数は八六七日(命令・決定九三九日、取り下げ・和解八四五日)、再審査係属件数は、八五年からの繰り越し二〇八件、新規申立て八五件、合計二九三件であり、平均処理日数は九九〇日(命令・決定一二九六日、取り下げ・和解七五八日)であった。このように膨大な件数をかぎられた人員で処理していくのであるから、救済までに長期間を要するという事態を招いている。八六年五月に総評や各地労委・中労委の労働者委員などによって結成された「中労委対策会議」の申し入れなど労働委員会制度の再検討も叫ばれているが、かかる状況の改善は今期も期待できそうにない。

ともあれ、困難な状況のなか出される労委命令には、判例の判断内容を理論的に凌ぐものもあり、労働事件の検討では無視することができないので、今期から判例とあわせて叙述する。ただし、紙数の制限もあり、ここでは、中労委命令についてのみ概観をする。

(1) 駿河銀行事件(八七年六月一七日)は、組合専従者協定の改訂提案から三週間後に解約通告をした銀行の行為につき、あまりに性急であり、不当労働行為であるとした。

(2) 日本添加剤工業事件(八七年七月一五日)は、会社および会社役員の名譽を毀損する分会機関紙を不特定多数の者に配布したことを理由とする分会長にたいする休職処分等を不当労働行為と認定した。

(3) 静岡相互銀行事件(八七年四月一五日)は、別組合員との賃金・昇格・昇進の差別につき不当労働行為と認め、各差別の是正と賃金の差額相当額の支払いを命じた。

(4) 東京焼結金属事件(八七年九月二日)は、組合活動家にたいする川越工場から浜松出張所への配転、東京営業所への再配転につき、いずれも不当労働行為であるとして、配転の取り消しと川越工場の原職または原職相当職への復帰を命じた。

(5) 滋賀交通事件(八七年八月五日)は、会社が京都府下において年功順に新しい車両に担当替えを行うとの従来の慣行に反して、組合員四名の担当替えを行わなかったこと、滋賀県下の組合員のいる営業所に新型貸切観光バスを配置しなかったことにつき、担当車両の新旧は労働条件と関連があることをふまえ、不当労働行為であるとした。

(6) オガワ製作所事件(八七年七月一日)は、早朝に団体交渉を開催することに固執したり、地労委・裁判所に係属中の事件を全部取り下げること条件にして特別一時金の妥結を遅れさせていることにつき、不当労働行為であるとした。

そのほか中労委命令として、(7) 大阪木村コーヒー店事件(八七年一月二一日、救済)、(8) 紫雲

電機事件(八七年一月二一日、救済)、(9) 新興サービス事件(八七年二月一八日、救済)、(10) 熊谷興業事件(八七年二月一八日、一部救済)、(11) 亮正会高津中央病院事件(八七年四月一日、救済)、(12) オリエンタルモーター事件(八七年五月二〇日、救済)、(13) アヅミ事件(八七年三月一七日、救済)、(14) アヅミ事件(八七年一〇月七日、救済)、(15) 加勢運輸事件(八七年九月一六日、却下)、(16) 日産ディーゼル工業事件(八七年一一月四日、救済)などが出されている。

*なお、今期の労働判例・命令に関しては、一九八八年二月末の時点で入手可能なものによった。したがって、この時点で未掲載のものについては割愛している。また、今期の労働判例・命令すべてについては、秋田成就監修『八八年版重要労働判例総覧／労働判例別冊増刊号』(産業労働調査所)を参照されたい。本稿で言及する判例・命令の掲載誌名を省略したので、この点も同書を参照されたい。

【参考資料】(1)『労働判例』、(2)『労働関係民事裁判例集』(3)『労働法律旬報』(4)『労働経済判例速報』、(5)『別冊中央労働時報』

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
